

別表 1

工事の請負契約	左記の契約のうち次に掲げるものを除く。
物品の買入契約	<p>1 規則第3条の2の規定により契約管財局長に入札に関する事務を委任された契約</p> <p>2 規則第3条の2の規定により環境局長に入札に関する事務を委任された契約</p> <p>3 小口支払基金からの支払い手続きによる契約</p>
物品の借入契約	<p>4 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は地方公営企業法第21条の14第1項第8号による随意契約（ただし、再度の入札に付し落札者がないときで、予定価格超過の入札参加者のうち最低入札金額を提示した者との随意契約に限る。）</p>
工事以外の請負契約（印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に限る。）	<p>5 はがき、切手、収入印紙、交通運賃に関する回数券等の有価証券を、販売代理店等を介さずに購入する契約</p> <p>6 弁護士への法律相談に関する契約</p> <p>7 再販制度により価格維持が行われている新聞、雑誌、その他の定期刊行物又は書籍若しくは視聴覚資料等を購入する契約</p> <p>8 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約（旧来の制度によるものに限る）</p>
業務委託契約	
局長が特に定める契約	

別表 2

随意契約による場合の随意契約理由等の結果公表
検査事務手続

別表 3

審査会において、あらかじめ同種案件の競争参加資格や契約相手方の選定方法及び選定理由を包括的に調査、審議した契約
局長が締結する契約に関する他の会議（業者資格審査委員会、業者選定会議、建設局不動産鑑定業者選定委員会、建設局外郭団体監理委員会など）において、すでに調査、審議が行われた契約
競争参加資格として、契約管財局が定める共通競争参加資格のみを適用する契約
企画競争を実施した場合の、契約相手方の選定に関すること（ただし、学識経験者の意見を聴取する選定会議の結果に基づき契約相手方を選定する場合に限る。）
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当する随意契約を行う場合における契約相手方の選定に関することで書類の回議が困難であると会長または会長に委任された者が判断した場合（経過の報告は翌開庁日に契約担当へ行う。）